

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人いきいきステーション
- (2) 代表者 代表理事 田村 博
- (3) 所在地 羽曳野市白鳥三丁目 13 番 11 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 いきいきジュニア タチバナ
- (2) 所在地 羽曳野市誉田三丁目 14 番 20 号メゾン白鳥 101
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和 3 年 9 月 27 日（月曜日）

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 3 年 10 月 25 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正請求

児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領したことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。